

4. 騒音・振動

(1) 環境騒音

①環境基準

騒音に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準」として表4-1のように定められています。

表4-1 環境基準

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、道路に面する地域については、表4-1によらず表4-2の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表4-2 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線交通を担う道路に近接する空間については、表４－２にかかわらず、特例として表４－３の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表４－３ 幹線交通を担う道路に近接する空間の基準

基 準 値	
昼 間	夜 間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

②環境騒音調査結果

令和５年度は、市内１３地点で昼間と夜間で環境騒音を測定し、その結果、いずれの地点も環境基準を満足しておりました。今後も環境騒音を測定し、監視していく必要があります。

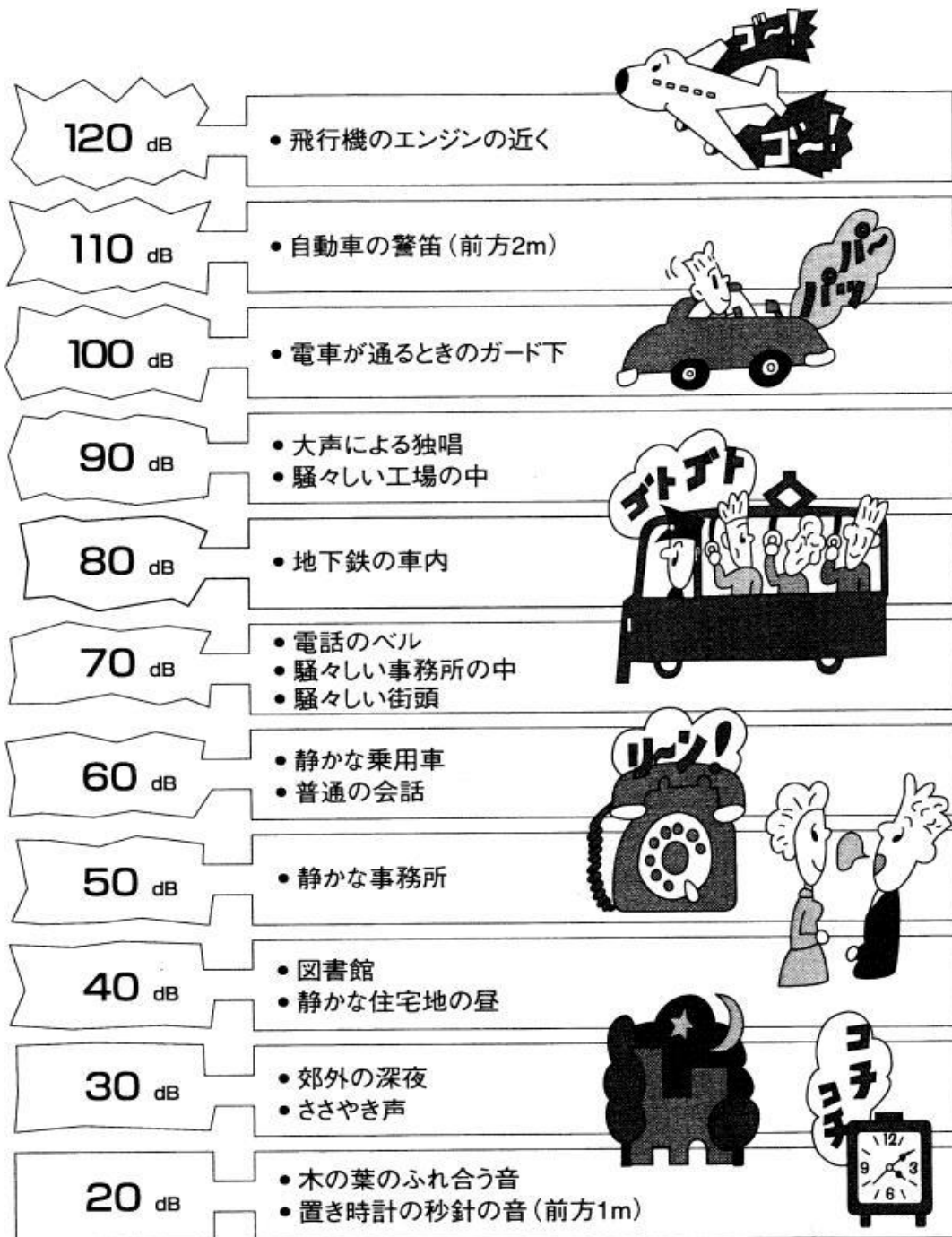
令和５年度の環境騒音測定結果は表４－４のとおりです。

なお、騒音の影響例を図４－１に示します。

表４－４ 令和５年度環境騒音測定結果

No.	測定月	測定場所	地域類型	用途地域	測定結果（昼）	測定結果（夜）
1	11月	みどり町	A	第一種低層住居専用地域	42	36
2	11月	和田町	A	第一種中高層住居専用地域	48	43
3	11月	南鹿島町	B	第一種住居地域	42	39
4	11月	東丸町	C	近隣商業地域	45	39
5	11月	御幸町	C	商業地域	46	39
6	11月	東御幸町	C	準工業地域	51	47
7	11月	布気町	C	工業地域	47	45
8	11月	天神4丁目	A	第二種中高層住居専用地域	44	36
9	11月	野村3丁目	A	第二種中高層住居専用地域	45	40
10	11月	関町中町	C	近隣商業地域	42	35
11	11月	関町木崎	A	第二種中高層住居専用地域	45	33
12	11月	関町新所	B	第一種住居地域	49	36
13	11月	白木町	なし	無指定	50	41

図 4 - 1 騒音の影響例



三重の環境「工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き」から抜粋

<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12141014719.htm>

(2) 道路交通振動

①道路交通振動の限度

道路交通振動とは、自動車道路を通行することに伴い発生する振動のことであり、振動規制法において表４－５のとおりその限度が定められています。道路交通振動が限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとされています。

表４－５ 道路交通振動の限度

地域の区分	時 間 の 区 分	
	昼 間	夜 間
第１種区域	６５デシベル	６０デシベル
第２種区域	７０デシベル	６５デシベル

- (注) １ 第１種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- ２ 第２種区域：住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- ３ 昼間：午前８時から午後７時まで
夜間：午後７時から翌日午前８時まで

②道路交通振動調査結果

令和５年度は、市内９地点で昼間と夜間で道路交通振動を測定し、その結果、各時間帯ともにすべての測定地点において環境基準を満足しました。これにより、亀山市における振動の計測結果は、過去５年間連続で、全ての地点で環境基準に適合していました。令和元年度の道路交通振動測定結果は表４－６のとおりです。

なお、振動の影響例を図４－２に示します。

表４－６ 令和５年度道路交通振動測定結果

No.	測定月	測定場所	地域区分	用途地域	測定結果（昼）	測定結果（夜）
1	11月	天神4丁目	第1種	第二種中高層住居専用地域	30未満	30未満
2	11月	天神2丁目	第1種	第二種中高層住居専用地域	39	30
3	11月	東丸町	第1種	第一種住居地域	33	30未満
4	11月	野村4丁目	第2種	準工業地域	36	30未満
5	11月	布気町	第2種	工業地域	31	30未満
6	11月	上野町	第2種	工業地域	49	42
7	11月	和田町	第1種	第一種住居地域	36	30未満
8	11月	井田川町	第1種	第一種住居地域	36	37
9	11月	関町新所	第1種	第二種住居地域	33	30未満

図 4 - 2 振動の影響例



三重の環境「工場・事業場に対する騒音・振動規制の手引き」から抜粋

<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/earth/12141014719.htm>